

特記仕様書

長野市上下水道局浄水課

1 総則

国補 犀川夏目送水管布設替国道工区工事は、設計図書・長野市建設工事共通仕様書・長野市土木工事施工管理基準・長野市公共工事率先実行計画・業務打ち合わせ及び関係法規に基づき施工すること。

2 工事概要

金抜き設計書の設計大要のとおり

3 事前調査

3-1 境界の現状の把握と復旧

起工測量において、境界杭・境界ピン・測量ピン及び舗装端などは控え（オフセット）を取り、写真などにより確認できるものを残し、工事完了後に復元すること。

3-2 舗装状況の把握

道路の舗装状況について、ひび割れなどの状況が著しい現場においては、写真などで着工前の状況を確認できること。

3-3 埋設物の調査

他の埋設物の調査を十分に行い、必要に応じて関係企業に立会いを依頼し、損傷を与えないようにすること。

4 施工計画一般

4-1 施工計画書の提出

- (1) 施工計画書の提出期限は仕様書のとおりとする。
- (2) 受注者は、自ら立案した創意工夫や技術力に関して、施工計画書又は協議書において提案し、工事完了までにその実施状況を所定の様式により提出することができる。
- (3) 産業廃棄物がある場合は、産業廃棄物処理業者との契約書の写しを提出すること。
- (4) 残土及び産業廃棄物の処理場所を経路及び距離を明示し、地図などにより提出すること。
- (5) 写真管理・品質管理・出来形管理の場所、測点が確認できる図面を添付すること。
- (6) 安全管理の図面に、交通誘導員の人数及び配置場所を明記すること。

4-2 起工測量と予想配管図の作成

- (1) 施工にあたり、事前に起工測量を行い、予想配管図を提出すること。
- (2) 鉛管が発見された場合、直ちに監督員へ報告すること。

5 使用建設機械

- (1) 建設機械（別途指定）は、排ガス対策型を使用すること。
- (2) 低騒音及び低振動についても十分に配慮すること。

6 残土処分

- (1) 設計書及び下記に明示した処分場名及び運搬距離は積算上の条件であり、指定するものではない。

想定処分先名称	(株)エクセレント 本社(建設事業部)
処分先所在地	長野県長野市大字上ヶ屋 2471-265

- (2) 処分先について、監督員が変更を指示したときは、それに従うこと。また、変更協議の対象とする。
- (3) 当初の想定より劣悪な発生土が確認され、工事間流用ができない、また、想定の処分先では受け入れができない場合は、変更協議の対象とする。
- (4) 道路管理者の指示又は道路占用基準の変更などにより、変更がある場合は監督員と協議すること。
- (5) 処分先について、無償での受入れ地がないか調査すること。また、無償での受入れ地があった場合や自社処分の場合は変更協議の対象とする。
- (6) 施工計画書に処分計画（場所・形状、排水計画、場内維持等）を記載し、竣工時に以下の書類を提出すること。
①建設発生土処理報告書（運搬距離・処理費用等）
②支払い証明書類（処分料の支払い証明ができる書面・領収書等）
③残土量の計測資料（土量計算書と対比写真）

④処分地の写真（搬入前～搬入後の状況のわかるもの）

なお、無償地への受入れが可能になった場合や、条件により処分方法について変更協議が必要になった場合は、以下の書類を提出すること。

①処分地の規制状況等に関する書類（現状地目、土地所有者、土地利用責任者、利用用途、跡地利用計画及び、農地法・森林法・都市計画法・砂防法等各種法令に従い適正に処理できることを示すもの）

②処分地の状況図（位置図、平面図、搬入前の状況のわかる写真等）

③処分地までの運搬経路図

④土地所有者の契約書（搬入前）

7 アスファルト殻及びコンクリート殻処分

設計書に明示した処分場名及び運搬距離は積算上の条件であり、指定しているものでない。また、原則として変更設計の対象としない。

8 再生資源利用（促進）計画の現場掲示について

（1）再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出すること。また、受注者は法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げること。

（2）再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出すること。また、受注者は法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げること。

9 配管方法

9-1 配管技能者

耐震管：一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会主催によるJDAA継手接合研修会の受講修了者、又は日本水道協会の配水管技能者名簿（耐震登録）の登録者であり、その写しを施工計画書に添付すること。

ポリエチレン管：配水用ポリエチレンパイプシステム協会主催の水道配水用ポリエチレン管（水道配水用）・継手施工技術講習会の受講修了者であり、その写しを施工計画書に添付すること。

上記以外の管については、旧長野市配管技能者の有資格者又は同等の資格を有するものとする。

9-2 配管材料

配水管布設替工事における配管材の種別口径等は、設計図書のとおりとする。

材料は、JWWA、JIS 規格品で日本水道協会の検査に合格したものを使用し、合格証明書を提出すること。以下に主要な配管材の仕様を示す。

GX形ダクタイル鉄管（JWWA G 120）

GX形ダクタイル鉄管異形管（JWWA G 121）

GX形ソフトシール仕切弁 10.0KF (JDPA G 1049)

G-Link (JWWA G 121)

P-Link (JWWA G 121)

9-3 配管方法

（1）ダクタイル鉄管の場合、日本ダクタイル鉄管協会「接合要領書」を参照し布設すること。

（2）日本ダクタイル鉄管協会「GX形ダクタイル鉄管 接合要領書 (JDPA W 16)」を参照し布設すること。

（3）接合要領等に不明な点がある場合、日本ダクタイル鉄管協会へ照会を行うことにより技術指導及び支援が可能。

9-4 写真管理

（1）管接合部分の施工状況写真については、規定のトルクでの締め付けが確認できる写真を別表「1」に示す箇所数について竣工書類に添付すること。

- (2) 管埋設時に防護砂を施工する場合の状況写真については、直管部のみならず、曲管部・分岐部及び給水管取付部の砂の充填状況を竣工書類に添付すること。
- (3) 下水道工事などと競合して配水管及び給水管を布設する場合は、管下の埋戻し材の突起などによる管体の損傷を防ぐために、配管前の管下部分の埋戻し状況・転圧完了状況及び床均し状況写真を竣工書類に添付すること。
- (4) 使用材料検収写真は、管体表示記号のうち、管径・年号及びメーカーが確認できる写真を竣工書類に添付すること。なお、使用材料検収は監督員立会いのもとで行うものとし、やむを得ない場合は監督員と協議すること。監督員と立会いを行った場合は立会い状況写真を竣工書類に添付すること。
- (5) 仮設配管の施工をした場合は、配管施工状況・配管完了状況及び撤去完了状況を竣工書類に添付すること。
- (6) 仕切弁表函設置の施工にあたっては、表函の裏に白ペンキで口径・発注年度を表示し、完了写真を竣工書類に添付すること。(例:H24 φ100mm)

9-5 管接合状態の確認

管接合状態の確認をするため、別表「1」に示す箇所数について、継手のチェックシート及び検測写真を竣工書類に添付すること。

別表「1」 管接合部写真管理箇所表

管種・口径	継手チェックシート	検測写真	備考
一般継手・耐震継手 φ250 以下	全継手箇所	継手箇所の 10%以上	締付け状況及びチェックゲージによる検測写真
一般継手・耐震継手 φ300 以上	全継手箇所	全継手箇所	締付け状況及びチェックゲージによる検測写真
EF 継手 φ150 以下	全継手箇所	継手箇所の 10%以上	継手施工状況写真

9-6 その他

配水用ポリエチレン管の接合における電気融着において、コントローラー及び専用工具については、使用前に点検、整備を実施し、原則バーコード読みによるオート設定にて行うこと。

オート設定での施工が困難で、マニュアル設定で行う場合は、電圧、設定時間等の記録をとること。

10 埋設物の保護及び離隔の確保

10-1 埋設物の保護

工事区内に埋設されている占用施設のうち、移設が困難と判断されるものについては工事による影響が生じないように防護措置を講ずること。防護方法は管理者の指示に従うこと。

また、万一損傷を与えた場合は受注者の負担により復旧するものとする。

10-2 離隔の確保

工事区内に埋設されている占用施設との離隔については300mm以上確保し、竣工図書に写真を添付すること。なお、離隔の確保が困難な場合は、監督員と協議するか、又は、管理者の指示に従うこと。

11 マンホール設置の注意点

11-1 表函・マンホール

車道部に使用するレジンコンクリート製マンホールの設置については、表函の高さ調整などに対応するため、表函とマンホール本体の間に調整モルタル（速強性無収縮性モルタル）t=5cm以上の施工を必ず行うこと。

11-2 ブロック・基礎碎石

マンホールの沈下は、車道の走行性及び水道管の損傷などを引き起こす可能性があるので、基礎碎石は十分に締固めを行い、ブロックが安定するように施工すること。

12 仮設工

12-1 仮設の承認

- (1) 仮設配管は、配管図を作成し、監督員の承認を受け施工すること。
- (2) 施工に際しては、仮設給水管を含め、関係住民へ周知し、承諾を得るものとする。

12-2 条件

本工事における仮設物は任意とする。仮設方法は土質条件・現場条件及び周辺環境を考慮し、施工計画書に詳細に記し、監督員の承認を得たうえでそれに基づき施工管理・出来形管理を行うこと。

仮設工事は変更対象から除外するが、現場条件が設計と著しく異なる場合は、監督員と協議のうえ判断すること。

12-3 仮設計画

仮設計画をする際は安全かつ十分な機能を有しているものを採用し、建設工事土木公衆災害防止対策要綱に基づき適切に行うこと。

12-4 仮設土留工

土留工については任意仮設とする。

13 側溝下部の配管方法

13-1 狸掘施工の禁止

側溝下部などの横断施工を行う場合には、狸掘施工は行わないこと。なお、施工方法は別紙「給水管布設による長野市道側溝下部の施工方法」を基本とし、詳細は監督員と協議すること。

14 補装復旧

14-1 原形復旧

舗装の取壊しは必要最小限にとどめ、必要以外の路面に亀裂・沈下などが生じた場合は受注者の負担により復旧するものとする。その他の道路施設についても同様の扱いとする。

また、区画線なども原形復旧すること。

14-2 補装展開図の作成

- (1) 本工事において舗装復旧が仮復旧で行われる箇所については、出来形展開図のほかに面積確認用の展開図を作成すること。なお、作成内容については必ず監督員と協議すること。
- (2) 仮復旧・本復旧については、道路管理者及び監督員と協議すること。

15 安全管理

15-1 安全管理

受注者は工事中の労働災害、公衆災害を防止するため、国土交通省制定の「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び労働安全衛生法などの安全法規を遵守し安全管理に努めること。

また、安全計画を作成し、現場での重機及び車両移動に交通誘導員を配置するなどの安全管理は基より通行車両及び歩行者への安全確保に万全を期すこと。

15-2 円滑な交通の確保

- (1) 交通規制は規制帯と規制期間を極力短くし、袋小路にならないよう可能な限り迂回路を設けること。
- (2) 案内看板や交通誘導員の誘導により円滑な交通を確保すること。

15-3 路面の平坦の確保

- (1) 工事区間内の舗装面は常に平坦性を保つよう万全を期すとともに、万一不備が見受けられた場合は直ちに関係機関と協議のうえ早急に改善すること。
- (2) 碎石・砂などが散乱しないよう万全を期すこと。

15-4 交通誘導員

- (1) 交通誘導員は道路管理者及び警察の指示に従い配置すること。
- (2) 特別に指示がない場合は、任意とする。また、設計書に交通誘導員が計上されている場合は、監督員と協議し必要人数を配置すること。
- (3) 施工方法や工事工程が設計と著しく異なり、その理由が受注者に起因しない場合は、監督員と協議のうえ必要人数を変更対象とする。

16 環境に関する配慮について

16-1 長野市公共工事率先実行計画

- (1) 長野市建設工事共通仕様書Ⅰ土木工事編 第9編その他編 第1章第4節による。

16-2 周辺環境

- (1) 工事及び工事車両による大気の汚染などは、アイドリングストップによるCO₂の発生の抑制等、創意工夫をし、地球環境に配慮し実施すること。
- (2) 残土等の搬出による路面汚損、粉塵対策については、常に監視をし、清掃・散水等により受注者の責により対応すること。
- (3) 現場内にクリーンボックス・灰皿立等を設置し、空き缶・ゴミなどを散乱させたり、たばこの吸殻を投げ捨てたり等は絶対にせず、工事現場を含め周辺環境の美化に努めること。

16-3 廃棄物処分

- (1) 現場発生品は発生量の多少に係わらず適正に処分すること。
- (2) 少量の場合は分別コンテナ等に適切に処分し、竣工時に写真等で処分方法等が確認できるよう管理すること。それ以外の場合はマニフェスト管理すること。
施工計画書にいづれかの処分方法を明記し、監督員の承諾を得ること。
- (3) 舗装版切断作業に伴い切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。なお、当初設計では発生する排水（汚泥）の運搬費と処理費について計上していないため、必要と認められる経費については監督員と協議のうえ変更の対象とします。

16-4 鋳鉄管等の取り扱いについて

既設鋳鉄管等の撤去処分にあたり、最終処分で廃棄物処分となった場合はマニフェストの提出が必要となるため、必ず発生時にマニフェスト管理すること。ただし、最終処分で有価物としての取引が生じた場合はマニフェスト管理が不要となるが、竣工書類に処分場所、量、価格等を示す書類を添付すること。

なお、現場発生量が少量の場合は前項により管理すること。

16-5 現場環境改善費の積み上げ計上について

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、現場環境改善費の率分に含まれず、積み上げ計上とする。

積み上げ計上をする場合は、当初設計額の率分で計上される額の50%を上限とする。熱中症対策及び防寒対策に資する現場環境改善費の積み上げ計上の対象とすることについては、現場管理費に計上される費用との重複がないことを確認し、対策に妥当性があることを条件とする。積み上げによる費用の計上については、監督員との協議の上、根拠となる資料を提出すること。

17 地元調整および連絡工事

17-1 地元調整

- (1) 地元行事の時期を把握し、工程調整を図ること。
- (2) 工事施工の時間帯が通常の範囲を超える場合は、地元と監督員に了解を得たうえで施工すること。

17-2 連絡工事

- (1) 連絡工事にあたり監督員と十分協議し、実施日の1週間前に「上水道管連絡工事施工について」の用紙を2部または3部提出すること。また、地元に配布する断水通知または濁り通知文書などは監督員の承諾を得て、実施日の1週間前には配布し周知徹底すること。
- (2) 連絡工事の土工にあたり、掘削深が1.5mを超えるとき及び1.5m以下でも状況により危険なときは土留めを設置し、安全に施工すること。

18 提出書類

18-1 工事完了時において、竣工書類のほかに、以下の資料を提出すること。

- (1) 竣工図
- (2) 消火栓の着工前・竣工・施工中の写真
- (3) 舗装復旧展開図
- (4) 鉛管解消工事集計表（鉛管が発生の場合）
- (5) 環境配慮項目チェックシート（請負額3,000万円以上の場合）

18-2 竣工図の材質・規格

竣工図は電子データ(CD-ROM)竣工図書と同時に提出すること。また、これによらない場合は監督員と協議すること。

電子データはCADデータ及びPDFデータとし、規格は以下のとおりとする。

CADデータ JWW形式
PDFデータ A1サイズ、解像度600dpi、モノクロ
設計者欄に監督員の苗字を記入すること。
複数のファイルとなる場合は、ファイル名の末尾にハイフン及び英数字を追加すること。
(例) ○○地区配水管布設工事-1.JWW
○○地区(下水道関連)配水管移設工事.PDF
その他、詳細は「上水道管布設工事竣工図作成仕様書」による。

18-3 電子納品に関する事項

- (1) しゅん工書類の電子納品については、受注者が電子媒体の提出を希望し、発注者(長野市の工事担当課)が、これを認めた場合に適用する。
- (2) 電子納品は「工事書類の電子納品に関する運用の手引き(案)」に基づくものとする。なお、電子納品における書類の作成費用等は工事費の諸経費(共通仮設費の率分)に含まれ、検査に要する費用においても受注者の負担とする。

19 長野市公契約等基本条例に関する事項

- (1) 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所(作業所)等へポスターを掲示すること。
- (2) 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各自の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。
- (3) (A:工事の場合) 長野市公契約等労働環境報告書1部及び施工体系図(共通仕様書に定められたもの)の写し1部を契約後速やかに監督職員へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。
- (4) (B:業務委託の場合) 長野市公契約等労働環境報告書1部及び業務体制図(「長野市公契約等基本条例の手引」に例示するもの)2部を契約後速やかに所管課へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。

20 その他

20-1 明記なき事項

- (1) 本特記仕様書に明記なき事項について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定するものとする。
- (2) 本設計書は、「令和7年度 水道施設整備費に係る歩掛表(国土交通省)」、「令和7年度 下水道用設計標準歩掛表」に基づいて積算しています。
- (3) 水道管材料等については、以下の単価を使用しています。
水道事業材料単価表(長野県企業局) 令和8年1月1日適用
長野市独自単価 令和7年4月1日適用
推進工事用機械器具等基礎価格表 2025年度版
推進工事用機械器具等損料率参考資料(損料率参考資料) 2025年度版
刊行物単価 2026年1月版
- (4) 平成30年3月31日にCREDAS(クレダス)システムの廃止に伴い、再生資源利用計画書(実施書)、再生資源利用促進計画書(実施書)の様式について、以下のいずれかにより電子データで納品するとともに、印刷して提出すること。
建設リサイクル報告様式(EXCEL) ※国土交通省HPよりダウンロード可能
COBRIS(建設副産物情報交換システム、通称コブリス)を利用した様式
- (5) 公告された設計図書(閲覧設計書、施工条件明示事項書・特記仕様書を含む)について、設計図書と差異があった場合、入札見積に関する設計図書間の優先順位は、以下のとおりとする。
 - 1 質問・回答書
 - 2 施工条件明示事項書・特記仕様書
 - 3 閲覧設計書(金抜設計書)
 - 4 数量計算書
 - 5 図面
- (6) 工事の施工にあたり、警備会社の交通誘導員の確保が困難な場合は、指定路線以外の路線において、

元請建設会社の社員によるいわゆる自家誘導を承認できるものとする。ただしこの場合、配置計画や交通誘導専属である内容を記した書面を事前に提出し、また実施後は写真及び集計表等により状況や人数の確認をするための資料を工事しゅん工図書へ添付すること。

(7) 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

受注者は、保険契約の証券又はこれに代わるもの監督員に提示することとする。

(8) 本工事における見積単価については、週休2日補正なしを条件として調査した見積価格等を参考に設定している。

(9) 試掘時にCBR試験を行い、結果を監督員に協議書にて報告すること。

(10) 本工事の残土処分について、主に夜間での運搬処分を想定しているが、残土仮置場を確保したうえで昼間での運搬処分とする場合、当初設計と比較し、安価となれば変更協議の対象とする。

(11) 工場制作に時間を要するため早急に調査を行い、工場制作品を発注できるように準備をすること。

(12) 推進工について、以下の現場条件を想定している。

土質 砂質土・砂礫土

N値 12~50

地下水 GL-3.65m

追加特記仕様書（週休2日工事）

第1条 本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。

実施にあたっては「長野市週休2日工事実施要領」により行う。

第2条 本工事は、発注者指定型の週休2日工事である。当初予定価格において月単位の現場閉所率が28.5%以上の達成を前提に経費補正を行っている。そのため、各月の現場閉所の実績を確認し、週休2日の取り組みにおいて、月単位の閉所日数に満たないものについては、経費補正を以下のとおり変更する。

(1) 達成度が「通期の週休2日で達成」に該当

別紙2の「週休2日工事に係る経費の補正について」に基づき、通期の経費補正で変更を行う。

(2) 達成度が「未達成」に該当

別紙2の「週休2日工事に係る経費の補正について」に基づき、未達成の経費補正により、変更を行う。

第3条 受注者は、週休2日となるよう現場閉所日を設定し、施工計画書に明示し、施工計画書に従い現場閉所を実施する。現場閉所日に変更が生じた場合は変更計画を提出する。

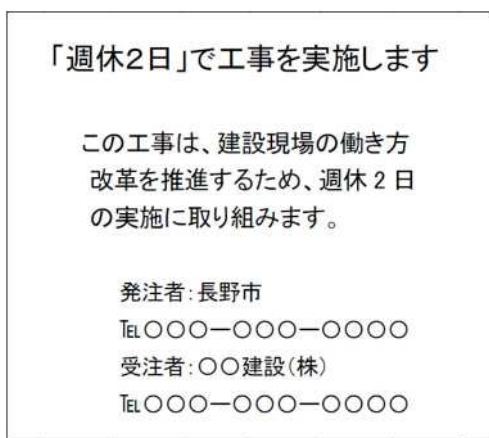
第4条 受注者は、現場閉所日として定めた日にやむを得ず作業を行う場合は、前日までに監督員と協議し、承諾を得る。

第5条 降雨、降雪等の天候の影響による予定外の閉所日は休日に含めることができるものとし、閉所が確定した段階で速やかに振替作業日の予定も含めて監督員に報告すること。

第6条 受注者は、現場閉所の実施状況について、現場閉所日とその実施状況が記載された下記のいずれかの資料を作成し、監督員へ提出すること。

①実施工程表 ②週間工程表 ③工事記録 ④受注者の任意資料

第7条 下図を参考に掲示板を作成して現場内及び近傍の工事関係者及び公衆が見やすい場所でかつ第三者等へ危害を与えない場所に設置し、本工事が週休2日工事であることを明示すること。また、発注者、受注者の連絡先を明記すること。大きさは工事件名板(1.1m×1.4m)程度とする。



図掲示板参考図

長野市公共工事率先実行計画

施工計画書に下記の公共工事実施における環境配慮項目を反映させ、施工段階で実施すること。

配慮事項	具体的取り組みの例
工事に当たっての配慮 (環境方針)	
① 環境配慮について請負業者の意識向上を図り 環境に配慮した工事を推進する。	② 環境に配慮した材料及び施工方法を指示する。
②	
建設副産物の減量・再資源化 (廃棄物の発生抑制)	
① 建設副産物の発生抑制に努める。	① 建設副産物の少ない施工技術、施工方法の採用に努める。 ② 資材はリサイクル可能なものを積極的に使用する。
② 建設廃棄物の再利用を進める。	① 現場での分別を徹底する。
③	
④ 施設の耐久性の向上（長寿命化）を進める。	① 長寿命型の資材の使用を推進する。
⑤ 再生品の利用を進める。	① 再生資材の利用を推進する。
建設副産物の適正処理 (廃棄物の発生抑制)	
① 工事に伴い発生する建設副産物の適正な処理を行う。	① 特定建設資材廃棄物の再資源化を徹底する。 ② 工事間利用、再資源化施設、最終処分場等への運搬等の条件を明示する。
省エネルギーの推進 (資源・エネルギーの使用抑制)	
① 工事に当たっては、省エネルギー対策の実施など、地球環境の保全に配慮する。	① 工事の省エネ化、節水、工事用機械・車両のアイドリングストップの励行などによる省燃料及びCO ₂ 排出抑制に努める。
公害の防止 (騒音・振動・悪臭の発生抑制、大気への放出抑制)	
① 工事や工事車両による大気汚染や騒音・振動・悪臭は、工法や工事用機械工夫等により極力低減するよう努める。	② 低騒音・低振動型機械の使用に努める。
②	

空白の欄は対象外の環境配慮項目です。